

菊陽町内中学校における休日の地域クラブ活動の基本方針

1	中学校における休日の地域クラブ活動の意義	5	経費
2	休日の地域クラブ活動における指導指針及び基本計画	6	保険
3	休日の地域クラブ活動の位置付けと設置	7	練習
4	指導者の登録等	8	競技会、大会及びコンクールへの参加

1 中学校における休日の地域クラブ活動の意義

今までの学校教育の中で、部活動は、体を動かしたり、文化芸術に触れたりすることで、人間の本源的な欲求に答えるとともに、爽快感、達成感、他者との連帯感、さらには、運動や文化芸術に触れる楽しさや喜びをもたらすなどの精神的充足等、心身の両面にわたる健全な発達に資するものであり、子どもたちが生涯にわたって健康で明るい生活を営む基礎づくりとして重要なものとして活動をしてきた。

現在、学校を取り巻く環境の変化により、部活動が人数不足、指導者がいない、教職員の働き方改革などの問題により、適正な実施が難しくなっている。その解消の手立てとして、部活動の地域移行が進められていく中で、「休日の地域クラブ活動」（以下、「地域クラブ活動」という。）を立ち上げ、適切な活動を行っていくことで、今までの学校教育の中で行ってきた部活動の意義を引き継げる活動になりえるものである。

2 休日の地域クラブ活動における指導指針及び基本計画

- (1) 地域クラブ活動の指導にあたっては、学校とも連携しながら、菊陽町教育委員会の指導監督のもと、NPO法人クラブきくようが運営主体となり、各地域クラブ活動指導責任者を中心とし、本基本方針に沿って行う。
- (2) 指導指針は、地域クラブ活動の意義を踏まえつつ、地域の特色を生かして設定し、次の事項に配慮する。
 - ア 生徒が人格的に成長していくという地域クラブ活動の基本的意義を踏まえ、勝利至上主義に陥ることなく、個人の主体性や個性を尊重した運営に努める。
 - イ 競技力向上や楽しみ、仲間づくり、健康づくり等、生徒の多様なニーズにこたえ、一人ひとりが自己実現できるような指導に努める。
 - ウ バランスのとれた生活やスポーツ障害を予防する観点から、練習時間や休養日を適切に設定する。
- (3) 各地域クラブ活動において、それぞれの指導方針に基づいた基本計画を作成する。
- (4) 保護者等への情報発信に努め、理解を得ながら連携協力して活動を進める。

菊陽町内中学校における休日の地域クラブ活動の基本方針

3 休日の地域クラブ活動の位置付けと設置

地域クラブ活動は、学校や地域と連携して行う活動であり、学校の教育目標及び指導方針等を考慮しながら活動を行うものと位置づける。

また、地域クラブ活動の設置にあたっては、既存の部活動を基本とし、指導者、施設設備等の条件を踏まえて学校と教育委員会が協議し、適切に設置する。

4 指導者の登録等

(1) 指導者について

地域クラブ活動の指導者は、学校と連携して活動する意義を理解し、指導者としての資質と能力を備えた人材を菊陽町教育委員会が登録する。なお、教職員が指導者として参加する場合は教育委員会へ兼職兼業願を提出すること。

(2) 地域クラブ活動の指導

地域クラブ活動の指導者は、地域クラブ活動の意義を十分に踏まえ、学校とも連携しながら協力し、指導におけるコンプライアンスを遵守しながら適切に指導する。

5 経費

地域クラブ活動の経費については、会費等で運営し、必要かつ最小限にとどめるよう運営の改善に努めるとともに、会計報告を適切に行う。

6 保険

保険については、菊陽町教育委員会の指導に従い、各地域クラブ全てが加入する義務を負う。加入先については、菊陽町教育委員会の指示に従うこと。

菊陽町内中学校における休日の地域クラブ活動の基本方針

7 練習

練習日、練習時間及び練習試合については、NPO法人クラブきくよの承認のもと、各地域クラブが作成した計画に基づいて行う。

(1) 練習日

ア 土曜日、日曜日のいずれか1日の練習を原則とする。また、毎月第1日曜日は完全休養日とする。

イ 土曜日、日曜日、祝日に連続して活動する必要がある場合は、生徒のバランスのとれた生活や成長からみて無理のない範囲で活動し、適切に平日に休養日を設けるように努める。

ウ 長期休業中も同様の活動方針で活動を行い、生徒に十分な休養が与えられるよう配慮する。

エ 定期試験前の一定期間等は、学校全体で定められた共通の休養日、又は活動時間の制限については、その意義を踏まえ、原則同様に実施するよう配慮する。

(2) 練習時間

土曜日、日曜日、祝日、長期休業日の練習時間は、3時間以内を原則とする。

(3) 練習試合

ア 練習試合の範囲については、原則として県域内とする。

イ 練習試合は、生徒の発育発達からみて、原則月3回以内とする。

ウ 実施にあたっては、各地域クラブ活動の指導者は、練習相手、試合日、場所、時間、参加者、引率等を明記した計画書を事前に作成し、NPO法人クラブきくよの承認を得る。

菊陽町内中学校における休日の地域クラブ活動の基本方針

8 競技会、大会及びコンクールへの参加

競技会、大会及びコンクールへ参加する場合は、各地域クラブ活動責任者は、大会名、主催者、大会期日、会場、参加者、引率等を明記した計画書を事前に作成し、NPO法人クラブきくよの承認を得る。なお、学校と連携した地域クラブ活動の一環という判断のもと、次の（1）から（3）の大会についての参加を原則とする。

- (1) 生徒が参加する競技会、大会及びコンクールは、県内における参加を基本とし、地域クラブ活動の県大会への参加は、各連盟の主催大会及び、共催大会において年3回程度とする。
- (2) 国民スポーツ大会、日本選手権大会、国内で開催されるジュニア世界選手権大会、連盟開催等の水準の高い選手や団体を選抜して行う全国大会に生徒が参加する場合については、国及び財団法人日本スポーツ協会ほか関係団体が合意したものに限り、学校と連携した地域クラブ活動の一環として参加させる。
- (3) このほかの大会参加については、生徒の負担とならないように、各地域クラブ活動で協議し、参加する大会を精査する。

附則

令和7年12月10日からこの基本方針を施行する。